

不動産売買Q&A

著：佐藤貴美

編：(一財)不動産適正取引推進機構



不動産売買取引の適正な対応を行うための事柄を Q&A形式で解説!!

本書は、不動産売買契約の様々な相談内容を75問の事例に分けて紹介し、Q&Aで解説!

本書は、不動産の売買に係る様々な局面で発生しうる相談内容を75の項目に分けて紹介しています。各項目は、それぞれ次のような構成となっています。

○「相談事例」

実際に一般財団法人不動産適正取引推進機構に寄せられた相談内容や関連裁判例の事案の概要をベースとし、具体的な相談事例を紹介しています。

○「関連裁判例の紹介」

相談事例の取扱いを検討するうえで参考となる最近の裁判例を紹介しています。具体的な紛争の事案がどうなっているのか、各当事者がそれぞれどのような主張をしているのか、それに対し裁判所がどのような判断したのかを、できるだけ分かり易く記述するよう心掛けました。したがって、類書のように、実際の判決文をそのまま引用しているものではありません。より詳細に判決内容を分析いただく際には、別途判例集等を確認いただく必要があることにご留意ください。

○「本事例を検討する際の留意点」

相談事例や関連裁判例でどのような点が問題とされるのかをまとめています。実際のトラブルは、事案によって背景や事情が異なりますので、類似の裁判例があるからといって同じ結論になるわけではありません。具体的なトラブルの内容を整理し、今後の対応を検討したり、相談者に助言する際のポイントを把握したりする際の参考として活用いただくことを主眼としています。

○「本事案及び上記判決から学ぶこと」

相談事例や関連裁判例をもとに、不動産取引の適正化等のためには何が必要なのか、裁判例等に基づきどのような対応が求められるのかを確認いただくことを主眼としています。

■A5判・並製・定価2,970円（本体2,700円+税10%）・図書コード3564

Q&Aわかりやすい “賃貸住宅の原状回復 ガイドライン”^{再改訂版}の 解説と判断例 (令和5年3月補訂)

著●弁護士 犬塚 浩

本書の主な内容

I 改訂のあらまし

II Q&A

【本ガイドラインに関するQ&A】

■第1章 はじめに

Q 原状回復とは

Q 敷金・敷引きとは

Q 特にトラブルになりやすい部位とは

■第2章 ガイドラインに見る契約時におけるトラブル防止のポイント

Q トラブルを防ぐためには契約時にどのような点に注意すればよいか

■第3章 ガイドラインに見る契約終了時に伴う原状回復義務の考え方

■第4章 契約終了時における部位ごとの原状回復の考え方

Q 地震等に対する家具転倒防止措置によって壁に空いた穴について
原状回復義務は発生するのか

Q ペットが付けたキズについてはどう判断するのか

■第5章 その他

Q トラブルの迅速な解決方法としてはどのような制度があるのか

【令和5年3月の参考資料に関するQ&A】

令和5年3月に公表された

「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」に関する参考資料

や令和2年の改正民法にも対応したQ&Aによるわかりやすい解説!

●賃貸住宅に係わるトラブル予防の知識と、原状回復の判断例を示した関係者待望の書●

●A5判 ●並製 ●148頁 ●定価1,980円(本体1,800円) ●図書コード3556 ●送料実費

空き家対策を次なるステージへ進める

【改訂版】

空家等対策 特別措置法の解説

【監修】衆議院議員 元環境大臣 西村 明宏

衆議院議員 元法務大臣 山下 貴司

【編著】自由民主党空き家対策推進議員連盟

<推薦>

全国市長会、全国町村会、日本司法書士連合会、日本土地家屋調査士会連合会、(公社)全国宅地建物取引業協会連合会、(公社)全日本不動産協会、(一社)住宅生産団体連合会、(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会

<本書の特色>

- 空き家の活用や処分の加速化が期待される「改正空家等対策特別措置法」(令和5年12月施行)の企画・立案に携わった自由民主党空き家対策推進議員連盟のメンバーによる緊急出版!
- 所有者責任の強化、活用拡大、管理の確保、特定空家の除却等を内容とする「改正空家等対策特別措置法」について、豊富な資料と逐条解説・Q&A等により分かりやすく解説した関係者待望の書!

第1編 「空家等対策の推進に関する特別措置法」

を巡る背景・経緯

第2編 解説(逐条解説・Q&A)

第3編 空家等対策に関する財政支援措置及び税制上の措置

第4編 参考資料(法律・政令・省令、告示、ガイドライン、その他)

定価 3,080円(本体2,800円) A5判・334頁・並製 送料実費・図書コード3562

【改訂版】
**空家等対策
特別措置法の解説**

【監修】衆議院議員 元環境大臣 西村 明宏
衆議院議員 元法務大臣 山下 貴司
【編著】自由民主党空き家対策推進議員連盟



大成出版社

大成出版社

目次(抄)

- はじめに
 - 刊行にあたって
 - 第1編 「空家等対策の推進に関する特別措置法」を巡る背景・経緯**
 - 「令和5年法律改正の背景」
 - 「15」「空家等対策の推進に関する特別措置法」の一部を改正する法律(の成立までの道のり)
 - コラム 空家等対策と所有者不明土地対策
 - 第2編 解説**
 - 第1条 関係(目的)**
 - 第2条 関係(定義)**
 - Q 1 : 「居住の他の使用がなされていないことが普通であること」とは、どのような状態をいうのか。
 - Q 2 : 「空家等」の定義から「団又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除いた戸惑は何か。
 - Q 3 : 「空家等」の判断において、考慮すべき要項は何か。
 - Q 4 : 特定空家等やその前段階の管理不全空家等に関する具体的な考え方はどこで示されているのか。
 - Q 5 : 特定空家等の定義中「そのまま放置すれば倒壊等著しく保全上危険となるおそれのある状態」とはどのような場合を想定しているのか。
 - 第3条 関係(国の責務)**
 - 第4条 関係(地方公共団体の責務)**
 - Q 1 : 空家等対策における都道府県の役割は、どのようなものが想定されるか。
 - 第5条 関係(空家等の所有者等の責務)**
 - 第6条 関係(基本指針)**
 - Q 2 : 「所有者等による空家等の適切な管理について指計となるべき事項(管理指針)」とは何か。
 - 第7条 関係(空家等対策計画)**
 - Q 2 : 空家等対策計画を定める主体を市町村とした理由は何か。
 - Q 3 : 空家等対策計画を定めるにあたり、留意すべきことは何か。
 - Q 4 : 空家等対策計画では、どのような事項が定められるのか。
 - Q 24 : 第8条に定める市街化調整区域を含む空家等活用促進区域を定める場合における都道府県知事との協議とは何か。
 - 第8条 関係(協議会)**
 - 第9条 関係(立入調査等)**
 - Q 3 : 第2項に基づき、管理不全空家等の所有者等に対する報告収容や、管理不全空家等への立入調査を行うことは可能か。
 - 第10条 関係(空家等の所有者等に関する情報の利用等)**
 - Q 2 : 第1項の「内部で利用」とはどういう意味か。例えば、空家等の所有者等に関する情報の提供を受けた空家等対策担当部局が当該空家等の所有者等と連絡をとることは許されるか。

Q 4 : 市町村長による情報提供請求に関する第3項の趣旨は何か。

第11条 関係(空家等に関するデータベースの整備等)

Q 1 : 「データベースの設置」「その他の空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置」とは、それぞれどのようなものか。

第12条 関係(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

Q 1 : 第12条の対象から建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が既売又は賃貸するためには所有し、又は管理するもの(周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。)が該当している範囲は何か。

第13条 関係(適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対する措置)

Q 1 : 勘定を行うことができるには、「そのまま放置すれば時定空家等に該当することとなるおそれがありと認めると」とあるが、具体的にどのように判断するのか。

Q 3 : 法第13条第2項に基づく勘定を受けると固定資産税等の住宅用床面積例の適用が除外される範囲は何か。

第14条 関係(空家等の管理に関する民法の例則)

Q 1 : 第1項に定める「不動産管理制度」及び「相続財産清算制度」とは何か。

Q 2 : 第2項に定める「所有者不明建物管理制度」とは何か。

Q 3 : 第3項に定める「管理不全建物管理制度」「管理不全土地管理制度」とは何か。

Q 4 : フラム 民法と空家法について

第15条 関係(空家等及び空家等の登録の活用等)

Q 1 : 第15条の対象となる空家等及びその跡地から建築物又は土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が既売又は賃貸するためには所有し、又は管理するもの)が該当しているのはなぜか。

第16条 関係(空家等の活用に関する計画作成市町村の要請等)

第18条 関係(空家等の活用の促進についての配慮)

第19条 関係(地方住宅供給公社の業務の特則)

第20条 関係(独立行政法人市町村再生機構の行う震災等業務)

第21条 関係(独立行政法人市町村再生機構の行う援助)

第22条 関係(特定空家等に対する措置)

Q 2 : どのような状態の特定空家等について市町村長は全部削除に伴う助言若しくは指導、勧告又は命令を行ることができるのか。

Q 3 : 第1項において、「そのまま放置すれば倒壊等若しくは保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない時定空家等」については、建築物の全部削除ができるとされているのはなぜか。

第23条~第25条 関係(空家等管理活性化支援法の指定や監督等)

Q 1 : 支援法人1市町村で投票権を有することは可能か、日本住宅ローン保証システムによる監視機能の有無、支拂い金の支拂い手数料の算定方法等

の第2項を行う法人を指定することができるのか。

Q 2 「該当する特定需要型活動法人等が市町村内にないが、どのように選ばらるいのか。」

第26条 関係(支援法人への情報の提供等)

Q 1 : 第2項の「所有者等間連携情報」とは何か。空家等の所有者等と考えられる者の「世帯構成」や「親族の連絡先」なども含まれるのか。

第27条・第28条 関係(支援法人による空家等対策計画の作成等の提案等)

Q 1 : 法第28条第1項に基づき支援法人が市町村長に対して法第14条第1項又は第2項の請求を要請する場合、市町村長は、当該支援法人において所有者の所在が不明または不存在であることを調査することを求めるることは可能か。

第29条 関係(財政上の措置及び税制上の措置等)

第30条 関係(罰則)

■第3編 空家等対策に関する財政支援措置及び税制上の措置

■第4編 参考資料

- ①「空き家対策推進議員連盟」設立趣意書
- ②近直の空き家対策推進議員連盟開催時の投票(※今後3月4月開催時点)
- ③法創定期の吉民光・空き家対策実行議員会議の経緯等
- ④公明党・空き家対策プロジェクトチームの経緯等
- ⑤令和5年法改正前後の新旧対照表
- ⑥改正後の空家等対策の追進に関する特別指揮法に係る回答表
- ⑦空家等対策の推進に関する特別指揮法施行規則等
- ⑧空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(平成27年2月26日付け総務省・国土交通省告示第1号)
- ⑨管理不全空家等及び特定空家等の判断の参考となる基準(国土交通省告成「管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)」より)
- ⑩所有者等の時定に係る調査手順の例(国土交通省告成「管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)」より)
- ⑪空家等活用促進区域の設定が規定される区域等(国土交通省告成「空家等活用促進区域の設定に係るガイドライン」より)
- ⑫空家等管理活用支援法人の指定等の考え方(「空家等管理活用支援法人の指定等の手引き」より)
- ⑬空き家対策において活用可能な財産管理制度比較表(国土交通省告成「空き家対策における財産管理制度」の第四回に記載ある資料参照上記)

大成出版社

<https://www.taisei-shuppan.co.jp/> ホームページでもご注文いただけます。
本社〒156-0042 東京都世田谷区涉谷本1-7-11 TEL.03(3321)4131 FAX.03(3325)1838

お申込み・お問い合わせ等は、最寄りの書店または上記まで。

（キリスト教）

図書コード	書名	定価	数量
3562	改訂版 空家等対策特別措置法の解説	3,080円(税込)	部
		円	部
	合計	円	部

議題は本費とかはも

卷之四

申込書

佳所

アリス

团体·会社名

部頭名

相当著名

81

TEL - -
FAX - -

講義区分
公用・私用

※ご記入いただいたお客様の個人情報は、ご注文いただいた書籍の配送、ご請求書等の連絡およびダイレクトメールのお届け等の弊社の営業活動に限って利用し、その目的以外での使用はいたしません。

マンション修繕工事の設計監理契約約款と 工事請負契約約款の解説をこの一冊で!

書式の概要や契約締結の方法などのQ&Aを掲載!

約款をもっと理解するために!

マンション修繕の 設計監理と工事の 契約の解説

編著／四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約約款調査研究会
民間(七会)連合協定 工事請負契約約款委員会

マンション修繕工事は、継続的大規模修繕工事等の増加が予測され、発注にあたっては発注者、受注者双方に工事請負契約に係る正確な知識や的確な理解が求められています。そこで、マンション大規模修繕工事を発注する立場にあるマンション管理組合理事を始めとする発注側の関係者や工事の受注者の双方で、工事請負契約についての理解を共有し、より適正で双務性を担保した契約締結の実現によって、マンション大規模修繕工事等における請負契約等が起因のトラブルを抑制することが、工事の発注者、受注者双方にとって有益であることから、マンション修繕工事約款の解説書は、2018年2月に「民間(旧四会)連合協定マンション修繕工事請負契約約款の解説」(工事約款委員会編著;大成出版社刊)が発刊されています。

一方新たに「四会連合協定マンション修繕設計・監理等業務委託契約約款(2022年4月)」が発行されており、その際、設計から監理、施工まで、一貫した適正なマンション修繕工事に係る連続的な契約環境の実現を目指すに、特に利用者の利便性に配慮して、「マンション修繕工事請負契約約款の解説」の改訂(改正民法等にあわせた最新の2020年4月改正版に対応する解説書)と併せて、マンション修繕工事の契約について括して総合的に理解できるよう、これらを一本化し一冊(共通)の解説書としてまとめたものとなります。

本書の企画並びに編著の作業は、双方の解説の編著者である「民間(七会)連合協定 工事請負契約約款委員会」と「四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約約款調査研究会」が協働執筆し、弁護士の監修、協力のもとに、両約款等の解説をしています。

●A5版・302頁 ●並製カバー装 ●定価本体3,800円 ●図書コード3551 ●送料実費

 大成出版社

●目次(抜粋)●

はじめに

本書発行の経緯と意義について

基礎知識編

01 マンション大規模修繕について

02 マンション大規模修繕のプロセス

03 マンション大規模修繕における契約の

重要ポイント

04 契約一般、委任契約・請負契約、約款について

設計・監理等契約編

01 マンション修繕設計・監理等業務委託契約

約款の逐条解説

第1条【総則】～第29条【契約外の事項】

02 業務委託書(契約業務一覧)の解説

03 マンション修繕設計・監理等業務委託契約約款の
書式の概要

04 マンション修繕設計・監理等業務委託契約の
Q&A

工事請負契約編

01 マンション修繕工事請負契約約款の逐条解説

第1条 総則～第34条 補則

02 マンション修繕工事請負契約約款の書式の概要

03 マンション修繕工事請負契約のQ&A

参考編

建築工事の設計業務・監理業務の基礎知識



関連図書

民間(七会)連合協定 工事請負契約約款の解説(令和2年(2020年)4月改正)

A5判・定価3,960円(税込)・図書コード3412

四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約約款の解説

A5判・定価5,060円(税込)・図書コード3413



<https://www.taisei-shuppan.co.jp/> ホームページでもご注文いただけます。
本社／〒156-0042 東京都世田谷区羽根木1-7-11 TEL.03(3321)4131 FAX.03(3325)1888
※お申し込み・お問い合わせ等は、最寄りの書店または上記まで。

AV24.01

(キリトリ線)

注文年月日	数量
4,180円(税込)	部
	部
	円
	部

図書コード	書名	定価	数量
3551	マンション修繕の設計監理と工事の契約の解説	4,180円(税込)	部
			部
	合計(送料は実費となります。)		円

申込書

住所

番號印

フリガナ

団体・会社名

部課名

担当者名

印

TEL

—

—

講読区分

FAX

—

—

公用・私用

E-mail

*ご記入いただいたお客様の個人情報は、ご注文いただいた書籍の配送、ご請求書等の連絡およびダイレクトメールのお届け等の弊社の営業活動に限って利用し、
その目的以外での使用はいたしません。

不動産賃貸借Q&A

著：佐藤 貴美
編：(一財)不動産適正取引推進機構

賃貸不動産の適正な利用を行うための事柄を Q&A形式で解説!!

本書は、賃貸借契約の締結から終了に至るまで、
様々な相談内容を69の項目に分けて紹介し、Q&Aで解説します。

目次(抜粋)

- | | |
|--|--|
| ○定期借家契約の契約更新がない旨を借地借家法に基づき事前に説明を行っているので、建物を明け渡してもらいたい。 | ○承諾なしに部屋を細分化し、シェアハウスとした賃借人との契約を解除したい。 |
| ○豪雨による浸水被害の説明がなかった場合に損害賠償を求めるることは可能か。 | ○補修工事への協力をに行わない賃借人に賃貸借契約の解除を求めたい。 |
| ○外国人賃借人に差別的発言等をした賃貸人・媒介業者に損害賠償を求めたい。 | ○木造平屋建住宅の耐震診断を含む現況調査を妨害する賃借人に妨害を止めもらいたい。 |
| ○賃貸借契約に違約金条項を入れなかった媒介業者に損害賠償請求をしたい。 | ○当初予定した賃料も得られていないので、サブリース会社との契約を解除したい。 |
| ○契約締結直前に契約締結を断った賃借申込人に違約金を求める。 | ○賃借人による共用部分の電源の無断使用等の悪質行為があるので、賃貸借契約を解除したい。 |
| ○賃借人が共用部に大量の荷物を置く行為を繰り返すので、賃貸借契約の更新を拒絶したい。 | ○タバコのヤニ汚れや壁の穴など賃借人の故意過失による消耗が大部分であるのでその分の原状回復費用を請求したい。 |
| ○転貸可能なアパートの賃貸借について、民泊は目的外使用なので、契約の解除及び建物の明渡しを求める。 | |

■A5判・並製・定価2,530円(本体2,300円+税10%)・図書コード3475

司法関係者・司法書士・鑑定士・借地を管理する管理会社、用地補償業務に携わる方々へ

【改訂版】

土地賃貸借

土地賃貸借に関する法律と判例

渡辺 晋 山本幸太郎 【著】

- 第1編 土地賃貸借に関する法制度
- 第2編 賃貸人と賃借人の法律関係
- 第3編 借地非訟
- 第4編 定期借地
- 第5編 転貸借
- 第6編 当事者の変更・借地権売買
- 第7編 第三者との法律関係
- 第8編 借地借家法以外の土地賃貸借
契約に関する規制(農地法)



本書の特色

- 土地の賃貸借に関する法律(借地借家法、旧借地法等の条文)や、
約2,200の裁判例等を網羅的に分析・解説することで、不動産業や法律家の実務に供する。
- 残存する旧借地法に関する法的問題等にも的確に対応できるよう専門家の理解を深めるもので、**土地賃貸借に関する唯一の専門書!**
- 借地借家法を中心に、実務にあらわれる法律問題について、条文と判例に沿って解説!
- 明治36年～令和3年4月までの裁判例(約2,200)を収録!
- 土地の賃貸借の法律問題について必要な基礎知識と考え方を学ぶことができる。

●コード3464 ●A5判 ●上製 カバー装 ●704頁 定価7,480円(本体6,800円+税10%)

大成出版社

実務叢書 わかりやすい不動産の適正取引シリーズ

改訂版

不動産取引における 重要事項説明の要点解説

編著：(一財) 不動産適正取引推進機構



重要事項説明に関する知識、ノウハウが身につく入門書!!

- 複雑な重要事項説明制度をわかりやすくポイント解説！
- 宅建業に関わる方々は、もちろんのこと、不動産取引を考えている消費者の方々へも役立つ入門書！
- 「民法改正」「浸水災害改正」「ITの活用」等を追加！

目次(抜粋)

序 章 重要事項説明とは	第 9 章 代金、交換差金や借賃以外に 授受される金銭の額と授受の目的
第 1 章 物件の表示	第10章 契約解除
第 2 章 登記記録に記録された事項	第11章 損害賠償額の予定または違約金
第 3 章 法令に基づく制限	第12章 手付金等の保全措置
第 4 章 私道に関する負担	第13章 代金等に関するローンのあっせん
第 5 章 飲料水、電気、ガスの供給施設と 排水施設の整備状況	第14章 宅地・建物の担保責任(契約不適合責任)の 履行確保措置
第 6 章 未完成物件の売買と工事完了時 の買主における説明事項	第15章 宅建業法35条1項14号に基づく事項
第 7 章 区分所有建物に関する説明	第16章 「その他の事項」に関する重要事項説明
第 8 章 既存住宅の説明事項	第17章 重要事項の説明方法

■A5判・220頁・並製・定価2,420円(本体2,200円+税10%)・図書コード3446

成大成出版社

実務叢書 わかりやすい不動産の適正取引 シリーズ

紛争事例で学ぶ 不動産取引のポイント

著：紛争事例研究会

編集：(一財) 不動産適正取引推進機構

トラブル予防のための、わかりやすい参考書!!

- 近年の裁判例で特に理解すべき事例(61項目)を抽出して、論点ごとに体系的に整理し、コメントを付す！
- 事例を読んで考えることで、紛争予防のノウハウが身につく！

目次(抜粋)

第1章 調査・説明不足に関するトラブル	第2章 契約解除に関するトラブル [5項目]
I 法令上の制限に関するもの [8項目]	第3章 琉球担保責任(種類・品質に関する契約不適合)に関するトラブル [6項目]
II 境界・越境に関するもの [3項目]	第4章 建物の賃貸借に関するトラブル [8項目]
III 建物・設備等に関するもの [4項目]	第5章 媒介契約と媒介報酬に関するトラブル [4項目]
IV 心理的瑕疵に関するもの [2項目]	第6章 近隣に関するトラブル [5項目]
V 生活環境に関するもの [4項目]	第7章 マンション管理に関するトラブル [5項目]
VI その他 [7項目]	

■A5判・並製・定価本体2,200円(税別)・図書コード3377

令和6(2024)年度版

賃貸不動産経営管理士 過去問題集 (解答・解説付き)

賃貸不動産経営管理士資格試験対策研究会／編著

A5判・256頁 定価2,200円(本体2,000円+税) ●図書コード3560

- 過去3年度分の過去問題を年度別に収録
- 学習(確認)しやすい見開きレイアウト ■図版で関連知識が確認できる
- 受験対策に必要な情報が満載のコラム
- 別売り「試験対策用テキスト」とセットで学習することで令和6年度本試験は完璧です!

特典

ご購入者に限り、当社HPにて8月公開予定の
予想問題(PDF)がご覧になります。

令和6(2024)年度版

賃貸不動産経営管理士 試験対策用テキスト

賃貸不動産経営管理士資格試験対策研究会／編著

A5判・208頁 定価2,200円(本体2,000円+税) ●図書コード3561

- すべての受験生・受験関係者必読! ■合格ために必要な情報だけをまとめて解説
- 過去9年間の試験問題を徹底的に調べ上げ、すべての試験問題のポイントをまとめています!
- 受験参考書のガイドともなります!

特典

ご購入者に限り、当社HPにて8月公開予定の
予想問題(PDF)がご覧になります。

令和6年度試験に対応

『賃貸不動産経営管理士』(国家資格)を目指す方へ

令和6(2024)年度版

賃貸不動産管理の 知識と実務

一般社団法人 賃貸不動産経営管理士協議会 [編著]

● A5判・並製・カバー装 986頁

定価 4,048円 (本体3,680円+税10%)

● 図書コード3552

本書の主な内容

- 第1編 賃貸住宅管理総論
- 第2編 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律
- 第3編 契約の基礎知識
- 第4編 管理受託契約
- 第5編 賃貸借契約
- 第6編 金銭の管理
- 第7編 賃貸住宅の維持保全
- 第8編 管理業務の実施に関する事項
- 第9編 賃貸不動産経営管理士



業務管理者に必要な知識(賃貸住宅管理業法をはじめ、賃貸住宅の建物・設備等の維持保全、金銭の管理、賃貸借契約、その他の法令等)を試験項目に沿ってわかりやすく解説した最新版

本書の特徴

- 賃貸不動産経営管理士試験(令和6年11月17日(日)実施予定)の学習教材として
- 賃貸不動産経営管理士講習(試験の一部免除)等の指定教材として
- 管理業務を行う上での手引き書として

「賃貸不動産経営管理士」試験のご案内

賃貸不動産経営管理士は、賃貸住宅の管理に関する知識・技能・倫理観を備えた専門家です。本資格は「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」により創設された賃貸住宅管理業者の登録制度において、登録業者に配置が義務付けられている「業務管理者」の要件として指定された国家資格として、今後益々活躍が期待されています。

令和6年度賃貸不動産経営管理士試験の概要については、以下の賃貸不動産経営管理士協議会公式ホームページにて公表が予定されています。

●賃貸不動産経営管理士協議会公式ホームページ●

URL: <https://www.chintaikanrishi.jp/>

賃貸不動産経営管理士

検索



【送料等について】

○ホームページからご注文の場合

- 送 2冊まで680円
- 料 3冊以上 送料サービス

※HPあるいはFAXでご注文いただきましてから、通常、お手元に届くまでに4~5日かかります。

(※九州、四国、沖縄、離島の場合については、5~6日かかります。)

※着日指定がある場合はその旨ご連絡ください。ただし、別途料金が加算される場合があります。

○FAXでご注文の場合

- 送料：実費

試験等に関するお問合せ

一般社団法人賃貸不動産経営管理士協議会

【受付センター】

☎0476-33-6660 FAX 050-3153-0865
(電話受付:平日10:00~17:00) (FAX受付:24時間)

※商品発送・請求につきましては、株式会社大成出版社が行います。
※請求書は商品と同封いたしますのでよろしくお願ひいたします。

本の注文・発送に関するお問合せ

株式会社大成出版社

〒156-0042 東京都世田谷区羽根木1丁目7番11号
☎03-3321-4131 FAX 03-3325-1888

FAX 03-3325-1888

ホームページ

<https://www.taisei-shuppan.co.jp/>

【申込書】

注文 年 月 日

図書コード	書名	販売価格	数量
3552	令和6(2024)年度版 賃貸不動産管理の知識と実務	定価 4,048円 (本体3,680円+税10%)	
	合計	円	部

□□□-□□□□

住所

番線印

申込書

フリガナ

団体・会社名

部課名

担当者名

印

TEL

—

—

購読区分

FAX

—

—

公用・私用

※ご記入いただいたお客様の個人情報は、ご注文いただいた書籍の配送、ご請求書等の連絡およびダイレクトメールのお届け等の弊社の営業活動に限って利用し、その目的以外での使用はいたしません。